

(案)

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実化に向けた対応策
～構成員の御意見を踏まえて～

1 出所までの継続的な指導の在り方

2 謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導の在り方

【構成員からいただいた御意見の概要】

(1) 「被害者の視点を取り入れた教育」(以下「R 4」という。)改訂版標準プログラムについて

- ・ 加害者には自分の事件を認めた上で罪を償ってほしい、刑事施設職員にはその役割を担ってほしいという被害者遺族の思いを忘れないでほしい。
- ・ 被害者感情は複雑であり、多様であることを理解してほしい。
- ・ 刑の早い時期に被害者等のことを扱うとともに、「受刑中に反省して償うことができる自分」というイメージを持たせ、受刑期間中に受刑者個々の特性に応じたR 4を継続的に行い、出所後のしよく罪の在り方についても考えさせる必要がある。
- ・ 具体的な謝罪や被害弁償等の実践を目指すのであれば、個別指導を軸とした働き掛けや、自らの考え等を適切に表現できるような指導が必要である。
- ・ 指導効果が見込める者に対しては早期に謝罪や被害弁償等の具体的な行動を実践できるよう働き掛けられるようにした方がよい。
- ・ L指標受刑者については、在所期間中、マンネリ化せず継続的に指導できるよう、プログラムを分割実施する、入所時期が異なる者でグループ編成するなど、R 4実施上の工夫が必要である。
- ・ 刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度(以下「心情等聴取伝達制度」という。)導入後のことも見据えた内容とすべきである。
- ・ 本改訂プログラムを確実に運用するためには、人的体制の整備が必要である。

(2) 新たな視聴覚教材について

- ・ 被害者等が違和感・抵抗を持つような表現は使用しないでほしい。
- ・ 事例を作成する際は、加害者の罪名、被害者等との関係などに変化を持たせ、多様な被害者等の姿を理解させる内容としてほしい。また、加害者のしよく罪について、困難ケースだけでなく、具体的な謝罪や被害者弁償等ができている好事例も紹介した方がよい。
- ・ 指導者向けに、各事例の指導ポイントを明確化した方がよい。

(3) その他

- ・ R 4の指導効果を定着させるためには、受刑者の作業や日常生活を指導している刑務官からの働き掛けも重要である。

- ・ R 4 を担当しているかどうかを問わず、刑事施設の職員が被害者の現状等を知る機会を、定期的に設けるべきである。
- ・ 具体的な謝罪や被害弁償等について、被害者支援はもとより、被害者の方々の状況と受刑者の状況との橋渡しができる弁護士等と協力した新たな取組は検討できないか。

⇒【対応案】

(1) R 4 標準プログラムの改訂

【資料 2】標準プログラム改訂骨子案（第 2 案）参照

(2) 新たな視聴覚教材の作成

【資料 3】視聴覚教材の作成について（第 2 案）参照

(3) その他

- ・ 刑事施設の職員に対する被害者等の心情等理解に係る研修の在り方について再検討し、全国統一的に、ある程度標準を持って実施できるようにする。
- ・ 真摯に反省し、謝罪や被害弁償等を行うことを希望しているものの、適切な相談先や方法が分からないといった受刑者については、当該受刑者を収容する刑事施設において、今後導入される可能性のある心情等聴取伝達制度を通じて得られる情報も含め、被害者等の置かれた状況や意向等を十分把握・考慮しつつ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動に可能な限りつなげていけるよう、被害者支援に精通した弁護士の協力を得るといった新たな方策を検討する。

3 効果検証について

【構成員からいただいた御意見の概要】

- ・ R 4 の処遇効果と刑事施設における処遇全体の効果を分けて考える必要がある。また、再犯防止という観点からも検討する必要がある。
- ・ 謝罪というのは、①自らの過ちを認め、②自らの行為が及ぼした影響について考えるとともに、相手がどのように感じたかを理解するよう努め、③謝罪のためのプランを立てて準備し、④プランに沿って謝罪に向けた予行演習を行うという順序となっているという研究があることから、効果検証を行うのであれば、これらの各過程において、それぞれどこまでできているかを調べてはどうか。
- ・ 謝罪には誠実な謝罪（心からの人間的な尊厳に配慮した謝罪）と道具的な謝罪（許してもらいたいという気持ちや仮釈放が欲しいといった動機から行う謝罪）があるところ、被害者等が求めているのは誠実な謝罪であることから、効果検証の尺度としても、誠実な謝罪なのかどうかを判断できるものとすべきではないか。

⇒【対応案】

- ・ R 4 の処遇効果については、謝罪には種類や段階があることを理解した上で、受講者の R 4 受講時の発言、各種課題への反応、謝罪に向けた行動変容等から評価す

る方策を検討する。

- ・ 刑事施設における処遇全体の効果については、現在開発を進めているGツール改訂版を活用し、入所時と出所時の動的リスクの変化及び再犯リスクの変化を示すこととする。
- ・ 再犯防止という観点からは、現在開発を進めている新被収容者データ管理システム（仮称）を活用し、R4受講者の再入率を示すこととする。

4 その他～心情等聴取伝達制度について～

【構成員からいただいた御意見の概要】

(1) 制度全般について

- ・ 被害者等の立場を真剣に考えてくれる、被害者等の対応に特化した職員が必要である。
- ・ 被害者等のみで受刑者と対じすることはそもそも負担が重いことから、被害者、加害者、双方の心理に精通したファシリテートができる第三者（機関）の専門家の手厚いサポートが必要なのではないか。
- ・ 現在のマンパワーでの対応は難しいように思われる。
- ・ 被害者等から聴取した心情等を矯正処遇に生かすのであれば、心情等の伝達方法、伝達回数、受刑者の状況等の回答内容等、実施内容・方法を工夫する必要がある。
- ・ 矯正と保護がそれぞれ実施している被害者等施策が互いにリンクし、個別ケースも連携して対応できるよう、情報の引継ぎや連携を意識して行ってほしい。

(2) R4との関係について

- ・ 心情等聴取伝達制度が開始された場合、刑の比較的早い段階で被害者の心情等が受刑者に伝達される可能性が高いため、R4を早めに実施する必要がある。
- ・ 被害者から心情等の伝達の希望がある受刑者のうち、R4のオリエンテーションプログラムの経過がよい者については、すぐにコアプログラムを実施したり、場合によってはフォローアップに進んでいくなど、R4と心情等聴取伝達制度を関連付ける対応が必要である。

⇒【対応案】

いただいた御意見を取りまとめ、刑事施設における心情等聴取伝達制度の運用を検討する際の参考資料として活用する。